

奈良工業高等専門学校進路対策協議会規程

平成14年4月1日制定

平成20年4月1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に進路対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、学生の進路対策についての基本的方針を協議し、各科間の連絡調整を図る。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 専攻科長
- 四 一般教科及び各専門学科主任
- 五 学生課長

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、前条第1号及び第2号の委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

(議長)

第5条 委員長は、協議会を召集し、その議長となる。

(進路対策室)

第6条 進路指導の円滑な運営を図るため進路対策室を置く。

2 進路対策室に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校進路対策協議会要項（平成2年4月1日制定）は、廃止する

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。